

2024年5月10日

各位

三井住友信託銀行株式会社

## 個人投資家向けベンチャーキャピタル投資商品の組成について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、個人のお客さまが信託を経由してベンチャーキャピタルファンド(以下「VC ファンド」)に投資できる新たな取り組みを開始いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 本件の背景・目的

政府は、スタートアップ企業を「社会課題を成長のエンジンへと転換し、社会課題の解決と経済成長を同時に実現するもの」として重点投資分野の柱の1つに位置付け、人材育成・資金の両面からの支援を強化しています。2022年11月に策定された「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップ企業への投資額を2027年度までに10倍以上(※1)となる10兆円規模とすることが目標に掲げられ、具体的な施策の1つに「個人からベンチャーキャピタルへの投資促進」が明記されました。

当社は、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」をパーパス(存在意義)に掲げ、当グループならではの金融仲介機能の発揮による資金・資産・資本の好循環への貢献を目指しています。これまで、自己勘定投資で培ったノウハウ・ファンドマネージャーとのリレーション等を活かし、投資家ニーズに沿った商品開発を行ってきました。また、投資家層の拡大を目指し、幅広い信託機能の活用、高度な金融教育の実施にも努めています。

この度、スタートアップ企業の多額な資金需要に、我が国の強みである個人投資家が有する資金を循環させる枠組みを実現させるべく、信託の機能を活用して個人のお客さまがVCファンドに投資できる取り組みを試行的に開始いたしました。

なお、令和6年度税制改正において、一定の信託(※2)を経由して特定中小会社が発行した株式を取得した場合、エンジェル税制が適用できることになりました。本件も個人のお客さま自身が確定申告することでエンジェル税制を適用することが可能です。

(※1) 2021年の投資額は約8,200億円(INITIAL「Japan Startup Finance」より)

(※2) 指定金銭信託であって、合同運用信託(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託をいう。)以外のもの

### 2. 当社の役割

当社は、日本で唯一の専門信託銀行として、幅広い信託機能の活用により投資家の皆さまへ多様な投資機会を提供してきました。とりわけプライベートアセットの領域においては、20年超に亘り幅広い機関投資家へVCファンド等への投資機会を提供してきました。

そのノウハウ・リレーションを個人のお客さま向けにも展開し、信託機能を活用した適切な投資先(ファンドマネージャー)の選定、期中のモニタリング等を実施していくことで、VCファンド投資の裾野を拡大し、国内外スタートアップ企業への支援をより一層強めることで経済や市場の拡大に貢献する取り組みを推進していきます。

<スキーム図>



【本リリースについてのお問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社 投資家企画部 TEL:03-6256-5683

以上